

整理番号	3-6-6-1
------	---------

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等調整費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和 元年 6 月 3 日～令和 年 月 日	金 額	9,450 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための移動手段																																																																	
使 途	令和元年6月分自動車リース料																																																																	
政務活動・ 県政との 関 連 性																																																																		
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">普通預金</span> (兼お借入明細) * 差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 <span style="font-size: 2em; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">5</span> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月 日</th> <th style="width: 20%;">摘 要</th> <th style="width: 20%;">お支払金額</th> <th style="width: 20%;">お預り金額</th> <th style="width: 25%;">差 引 残 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1- 5-21</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 5-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 5-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 5-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 6- 3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 6- 3</td><td></td><td>37,800</td><td>トヨタファイナンス (カ)</td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 6- 3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 6- 5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D 1- 6- 5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>!</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高	1- 5-21					D 1- 5-27					D 1- 5-27					D 1- 5-27					D 1- 6- 3					D 1- 6- 3		37,800	トヨタファイナンス (カ)		D 1- 6- 3					D 1- 6- 5					D 1- 6- 5					)										!				
年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高																																																														
1- 5-21																																																																		
D 1- 5-27																																																																		
D 1- 5-27																																																																		
D 1- 5-27																																																																		
D 1- 6- 3																																																																		
D 1- 6- 3		37,800	トヨタファイナンス (カ)																																																															
D 1- 6- 3																																																																		
D 1- 6- 5																																																																		
D 1- 6- 5																																																																		
)																																																																		
!																																																																		

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	37,800 円	1/4	9,450 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

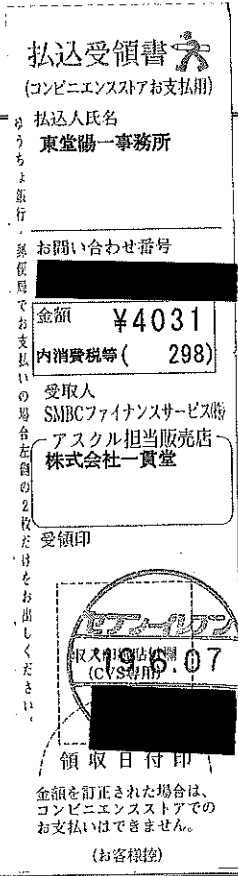
整理番号	3-6-6-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	令和元年6月7日～令和年月日	金額	4,031円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>>  	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,031円	100%	4,031円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# アスクルご請求書

2019年05月31日締切分

3-6-6-2

436-0225  
静岡県掛川市  
家代65-1



お問い合わせ番号

東堂陽一事務所

様

C2 478859 00002/00002 U AB

00725384 C15-U1

アスクル担当販売店

株式会社一貫堂

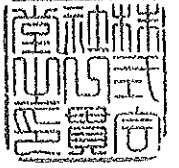
静岡営業所

静岡県静岡市清水区

草薙1-14-11

大阪支店：大阪市中央区北浜3-2-23

476625 036



TEL: 0120-600-406

担当：アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 0537-23-3091

FAX: 0537-22-1141

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

4,031円

うち消費税等 (

298円)

お支払い日 ▶ 2019年06月17日

お支払い方法 ▶ 郵便/コンビニ支払

対象期間

2019/05/01 ~ 2019/05/31

当月お買い上げ金額

4,031円

当月返品金額

0円

当月値引金額

0円

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
05/08 96120763					
352-246 VJ スーパーエコノミー+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,108	3,108		8.0
552-210 フラットファイル樹脂製とじ具厚とじA4タテロイヤルブルー10	1	736	736		8.0
592-912 クリアーホルダー 1パック (10枚入)	1	103	103		8.0
160-1927 エコノミースリムクリアーホルダー A4 簡易包装 10枚	1	84	84		8.0
		*小計*	4,031	様ご発注分	

裏面もご覧ください。

整理番号 3-6-6-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ふっこう支援掛川年会費		
年月日	令和元年6月10日~平成 年 月 日	金額	1,150円

会の趣旨・目的	災害地の復興支援と、支援活動で得られた情報や築かれた人脈を活用し、静岡の減災活動の推進を図る。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号								
01-06-10	23235	A93190010								
取扱店	サクラキ									
払込口座	00880-4	151616								
払込金額	*1,000	料金 *150								
<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>00880-4</td> </tr> <tr> <td>振替金額</td> <td>151616</td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td>市民団体ふっこう支援掛川</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1000</td> </tr> </table>		口座番号	00880-4	振替金額	151616	振替先	市民団体ふっこう支援掛川	金額	1000	振替受付票
口座番号	00880-4									
振替金額	151616									
振替先	市民団体ふっこう支援掛川									
金額	1000									
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)										
入金額	*1,150									
おつり	*0									
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay										

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (資料)

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,150円	/	1,150円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## ☆ 会設立の目的

平成23年3月11日、東日本大震災の報道に接し、過去に奥尻や阪神淡路などの被災地支援に携わった経験のある掛川市民の有志が集い、組織的かつ継続性のある復興支援と支援活動で得られた情報や築かれた人脈を活用し、静岡の地で、自然災害等で悲劇が繰り返されるいよう減災活動のさらなる推進を目的で設立されました。



## ☆ 活動要目

1. 被災地支援の企画と運営
2. アルミ缶回収作業による支援金検出
3. 支援基金の運用
4. 追悼イベントの運営
5. 防災講座の企画と運営
6. 避難地の整備と緑化の推進

## ☆ 減災を目指す他の団体と協働の推進

私ども団体は、掛川周辺で活動する市民や団体が行う減災活動に積極的に協力し、それらの団体が目的ごとに結集し活動する新しい取り組み、協働遠州に参加しています

※ 協働遠州は、減災推進や被災地支援を目的に集まった団体の協働体で、その構成は目的やニーズにより変化します。

## 支援金や活動資金調達のため

### アルミ缶の回収に

ご協力をお願いします

#### ➤ 回収場所

勝又商店 (掛川市木池ジャンボエンヂョウ掛川店北)

原谷学習センター (掛川市本郷806-1番地)

しずてつストア掛川店

北中学校

西郷小学校

掛川市役所大東支所北口

〃 大須賀支所東側

掛川市総合福祉センター (駐輪場北)



#### ➤ 守っていただきたいこと

- ① アルミ缶は洗って水気を振り、可能であれば覆してください
- ② プルタブはつけたままです
- ③ 周囲の環境に配慮し清潔を保つようお願いいたします

※ アルミ缶回収基金は被災地支援と地元の減災推進活動に活用されています。

〒436-0342

静岡県掛川市上西郷2530番地の6

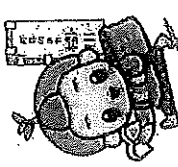
☎ 090-3307-1767

E-Mail [info@shien-kake.org](mailto:info@shien-kake.org)

URL: <http://www.shien-kake.org/>

《当会では広く会員の募集を行っております》

# 被災の記憶



茶のみやまんじろ  
◎掛川市16040

## 私たちは

## 忘れな

## ふっこう支援掛川

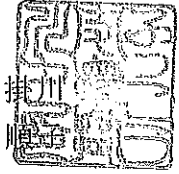


活動のご案内

令和元年6月吉日

会員および関係者並びに被災地支援  
ボランティアバス参加者各位

ふっこう支援掛川  
代表 曾根



## 「第7回 平成30年度通常総会開催」のお知らせ

初夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃よりふっこう支援掛川の活動につきましては深いご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、下記の通り「第7回 平成30年度通常総会」を開催いたします。

昨年に続き令和元年度の掛川市市民活動協働推進事業として「掛川市災害我がこと意識向上プロジェクト」と題して協働遠州と掛川市役所危機管理課が主体となり採択されました。本事業についての説明会も同日開催いたしますので万障繰り合わせの上ご出席賜りますようお願い申し上げます。

### 記

日時：令和元年7月7日（日）午前10時～12時

会場：掛川市生涯学習センター 担い手の部屋①②

掛川市御所原17番1号（電話0537-24-7777）

内容：第1部 通常総会

- ・平成30年度事業報告・収支決算報告承認
- ・令和元年度事業計画(案)・収支予算(案)・その他

第2部 「掛川市災害我がこと意識向上プロジェクト事業」  
説明

◎本紙裏面と別紙資料を、ご参照いただき当日ご持参下さい

《会員の方へのお願い》

会費納入のお知らせ

総会当日にご持参頂くか郵便局宛（別紙振込用紙）ご送金下さい

正会員 1,000円（年会費）

賛助会員 無 ※当団体へのご寄付も随時受付しております

ボランティア保険加入希望の方は保険料500円か710円をご用意ください

【事務局】 〒436-0342

静岡県掛川市上西郷2530番地の6

ふっこう支援掛川

TEL

FAX

E-mail [info@shien-kake.org](mailto:info@shien-kake.org)

平成30年度事業・決算報告及び令和元年度事業計画(案)・予算(案)資料

ふっこう支援掛川

平成30年度事業実績				令和元年度事業計画(案)					
年	月	日	内 容	年	月	日	内 容		
現 地 支 援 活 動	30	4~	アルミ缶回収基金事業	現 地 支 援 活 動	31	4~	アルミ缶回収基金事業		
		4~	ふっこうワカメ・昆布売事業			4~		ふっこうワカメ・昆布売事業	
		4	19~28		東北支援 事前調整	元	8	16~20	第21回岩手掛川交流団(ホラバス)
		8	17~21		第20回岩手遠州交流団(ホラバス16名参加)	元	12		東北年末支援 みかん・野菜贈呈
		11	16~18		広島県市天応仮設足湯支援(県ホラ主催)		12	28~31	広島県市天応仮設餅つき他支援活動
		12	19~25		東北年末支援 みかんお届け	2	2	29~3・8	忘れない大規模災害写真展2020
		12	28~31		広島県市天応仮設餅つき他支援活動		3	8	第9回3・11追悼の集い・シンポジウム(大東)
	31	1	20~2・28		大東市民交流センター大規模災害写真展				
		3	1~10		忘れない大規模災害写真展2019				
		3	10		第8回3・11追悼の集い・シンポジウム				
地 元 防 災 体 制 の 確 立	30	4~	グリーンバンク緑化事業・避難地整備	地 元 防 災 体 制 の 確 立	31	4~	グリーンバンク緑化事業・避難地整備		
		4~	毎月		定例会 合計9回		4~	毎月	定例会
		4~			掛川市まちづくり協働センター協力		4~		掛川市まちづくり協働センター協力
		4~			無線交信訓練		4~		無線交信訓練
		5~			掛川市防災意識向上PJ事業(行政課題)	元	5~		掛川市防災我がことJ事業(行政課題)
		6	3		エコライフさん協働梅ジャム他づくり体験		5	1	担い手の部屋掃除③フリースペース
		7	1		平成29年度通常総会		6	2	エコライフさんとの交流 梅ジャム作り体験
		8	5		担い手の部屋掃除①②		7	7	平成30年度通常総会
		11	4		大須賀こうりゆう祭2018協力・出展		10	下旬	大須賀ちっちゃな文化展出展物販
	31	2	17		西郷事務所餅つき交流		10	10~11	掛川工業他文化祭出展・物販
	2	23・24	第14回災害ボランティア図上訓練		11	3	大須賀こうりゆう祭2019協力・出展		
					11	17	大東市民交流フェスタ協力・出展		

(網掛け)は協働遠州の会計

平成30年度決算(単位:円)				令和元年度予算(案)(単位:円)			
収入の部		支出の部		収入の部		支出の部	
内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額
平成29年度繰越金	916,590	平成30年度繰越金	879,491	平成30年度繰越金	879,491	平成31年度繰越金	700,000
事業収入	230,800	事業費用	208,948	事業収入	150,000	事業費用	135,000
会費30名	30,000	会運営費	127,559	会費35名	35,000	会運営費	125,000
雑収入	6	被災地支援金	20,000	雑収入	5	被災地支援金	40,000
寄付金	49,842	特別費用	0	寄付金	20,000	特別費用	46,856
アルミ缶回収事業	372,937	アルミ缶回収費用	11,645	アルミ缶回収事業	300,000	アルミ缶回収費用	50,000
第20回ホラバス参加費	140,000	寄付金・自己負担	106,327	第21回ホラバス参加費	200,000	第21回ホラバス参加費	200,000
協働推進事業補助金	500,000	協働推進事業補助金	500,000	協働推進事業補助金	500,000	協働推進事業補助金	500,000
寄付金	100,000	対象外経費	165,711	行政課題寄付金	150,000	行政課題対象外経費	150,000
補助金自己資金	32,038	ホラバス事前調整費	35,280	グリーンバンク	180,000	グリーンバンク費用	257,640
グリーンバンク	180,000	グリーンバンク費用	266,239	事前調整参加費	80,000	ホラバス事前調整費	90,000
		東北年末支援活動	53,497			東北年末支援活動	50,000
		広島年末支援活動	177,516			広島年末支援活動	150,000
合 計	2,552,213	合 計	2,552,213	合 計	2,494,496	合 計	2,494,496

整理番号	3-6-6-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月11日～令和年月日	金額	3,900円

目的	6月議会議案説明会
使途	交通費(新幹線掛川駅～新幹線静岡駅)および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	6月議会議案に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考にす る。

《領収書貼付枠》

**領 収 書**

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2019.-6.11

金額 ¥3,400(消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(30318,4枚)

東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅  
掛川駅-MV2発行 40319-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

**領 収 書**  
(ご利用明細書)

有効駐車時間  
2019年06月12日 09:20まで

現金精算

**金 500 円 也**

残ポイント:440  
精算時刻:2019年06月11日 09:20  
承認NO:325-513-7498-28971  
スペースECO 掛川駅前第5  
駐車場NO:01545

株式会社 スペース24  
<http://www.space24.co.jp>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,900円	/	3,900円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	3-6-6-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和元年6月17日～令和年月日	金額	3,900円

目的	高齢者運転事故に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	高齢者運転事故に関する調査を行い、県政の進展に役立てるための政策や質問の参考にす る。

《領収書貼付枠》

領収書  
Receipt  
領収年月日 2019.-6.17  
金額 ¥3,400 (消費税等込み)  
上記金額確かに領収いたしました  
購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(00511, 4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅  
掛川駅-MV3発行 10512-01

印紙税申告納  
付につき古屋中村  
税務署承認済

領収書  
(ご利用明細書)  
有効駐車時間  
2019年06月18日 08:53まで  
現金精算  
**金 500 円也**  
残ポイント: 490  
精算時刻: 2019年06月17日 08:53  
承認NO: 326-511-0898-29029  
スペースECO 掛川駅前第5  
駐車場NO: 01545

株式会社 スペース24  
<http://www.space24.co.jp>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,900円	100%	3,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所浄化槽維持管理料		
年月日	令和元年6月20日～平成 年 月 日	金額	918円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持																																																														
使途	令和元年5月分浄化槽維持管理料																																																														
政務活動・ 県政との 関連性																																																															
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">13</td> <td style="width: 15%;">D</td> <td style="width: 15%;">1-</td> <td style="width: 15%;">6-17</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-20</td> <td style="text-align: center;">1,836 千円</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>D</td> <td>1-</td> <td>6-28</td> <td></td> </tr> </table>				13	D	1-	6-17		14	D	1-	6-18		15	D	1-	6-18		16	D	1-	6-18		17	D	1-	6-20		18	D	1-	6-20	1,836 千円	19	D	1-	6-21		20	D	1-	6-25		21	D	1-	6-26		22	D	1-	6-26		23	D	1-	6-26		24	D	1-	6-28	
13	D	1-	6-17																																																												
14	D	1-	6-18																																																												
15	D	1-	6-18																																																												
16	D	1-	6-18																																																												
17	D	1-	6-20																																																												
18	D	1-	6-20	1,836 千円																																																											
19	D	1-	6-21																																																												
20	D	1-	6-25																																																												
21	D	1-	6-26																																																												
22	D	1-	6-26																																																												
23	D	1-	6-26																																																												
24	D	1-	6-28																																																												
証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>摘要欄</td> <td>払戻し可能予定日</td> </tr> <tr> <td>他 券</td> <td>摘要日付の翌営業日以後</td> </tr> <tr> <td>取 立</td> <td>摘要日付の当日以後</td> </tr> </table> 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記憶いたします。				摘要欄	払戻し可能予定日	他 券	摘要日付の翌営業日以後	取 立	摘要日付の当日以後																																																						
摘要欄	払戻し可能予定日																																																														
他 券	摘要日付の翌営業日以後																																																														
取 立	摘要日付の当日以後																																																														
宛先からの返書																																																															

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	1,836円	1/2	918円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-6

# 請求書

No 1905-1-897048

2019年 05月 17日

コードNo [Redacted]

静岡県掛川市家代65-1

東堂 陽一事務所 様

御請求額 1,836 円 (内消費税 136 円)

但し 浄化槽維持管理代金

2019年 05月 17日分 御請求申し上げます。

作業内容	内 訳
清 掃	円
汚 泥 引 抜	円
保 守 点 検	1,700 円
維 持 管 理	円

貴指定口座より 2019年 06月 20日 に振替させていただきます。




中遠環境保全株式会社

代表取締役 高橋 勇  
静岡県掛川市八坂317番3  
TEL 代表 0537-27-1248



担当者 [Redacted]

整理番号	3-6-6-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話機リース料		
年月日	令和元年6月25日～令和 年 月 日	金額	3,942円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段																																																		
使途	令和元年6月分電話機リース料																																																		
政務活動・ 県政との 関連性																																																			
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">13</td> <td style="width: 15%;">D</td> <td style="width: 15%;">1-</td> <td style="width: 15%;">6-17</td> <td rowspan="12" style="width: 50%; vertical-align: middle; text-align: center;">7,884 NTT77アイクス(カ)</td> </tr> <tr><td>14</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>15</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>16</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>17</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-20</td></tr> <tr><td>18</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-20</td></tr> <tr><td>19</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-21</td></tr> <tr><td>20</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-25</td></tr> <tr><td>21</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-26</td></tr> <tr><td>22</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-26</td></tr> <tr><td>23</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-26</td></tr> <tr><td>24</td><td>D</td><td>1-</td><td>6-28</td></tr> </table>			13	D	1-	6-17	7,884 NTT77アイクス(カ)	14	D	1-	6-18	15	D	1-	6-18	16	D	1-	6-18	17	D	1-	6-20	18	D	1-	6-20	19	D	1-	6-21	20	D	1-	6-25	21	D	1-	6-26	22	D	1-	6-26	23	D	1-	6-26	24	D	1-	6-28
13	D	1-	6-17	7,884 NTT77アイクス(カ)																																															
14	D	1-	6-18																																																
15	D	1-	6-18																																																
16	D	1-	6-18																																																
17	D	1-	6-20																																																
18	D	1-	6-20																																																
19	D	1-	6-21																																																
20	D	1-	6-25																																																
21	D	1-	6-26																																																
22	D	1-	6-26																																																
23	D	1-	6-26																																																
24	D	1-	6-28																																																
証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">摘要欄</td> <td style="width: 35%;">払戻し可能予定日</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;">摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。</td> </tr> <tr> <td>他 券</td> <td>摘要日付の翌営業日以後</td> </tr> <tr> <td>取 立</td> <td>摘要日付の当日以後</td> </tr> </table>			摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。	他 券	摘要日付の翌営業日以後	取 立	摘要日付の当日以後																																										
摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。																																																	
他 券	摘要日付の翌営業日以後																																																		
取 立	摘要日付の当日以後																																																		



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	7,884円	1/2 %	3,942円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読		
年月日	令和元年6月26日～令和年月日	金額	1,490円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

- 3 D 1- 6-17
- 4 D 1- 6-18
- 5 D 1- 6-18
- 6 D 1- 6-18
- 7 D 1- 6-20
- 8 D 1- 6-20
- 9 D 1- 6-21
- 10 D 1- 6-25
- 11 D 1- 6-26
- 12 D 1- 6-26
- 13 D 1- 6-26
- 14 D 1- 6-28

新聞代

7,380 カサマシフンテン

内訳 { 静岡新聞 2980  
日本経済新聞 4,400

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日	摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。
他 券	摘要日付の翌営業日以後	
取 立	摘要日付の当日以後	



湖浜港からの富士

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	2,980円	1/2	1,490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本経済新聞購読		
年月日	令和元年6月26日～令和 年 月 日	金額	4,400円

目的	経済、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	経済、社会情勢等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

- 3 D 1- 6-17
- 4 D 1- 6-18
- 5 D 1- 6-18
- 6 D 1- 6-18
- 7 D 1- 6-20
- 18 D 1- 6-20
- 19 D 1- 6-21
- 20 D 1- 6-25
- 21 D 1- 6-26
- 22 D 1- 6-26
- 23 D 1- 6-26
- 24 D 1- 6-28

新聞代

7,380 カガマシクアウンテン

内訳 { 静岡新聞 2980  
日本経済新聞 4400

証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明

摘要欄	払戻し可能予定日
他 券	摘要日付の翌営業日以後
取 立	摘要日付の当日以後

摘要欄に「\*AD\*」、「\*CD\*」等の「\* \*」のついた取引については再記帳いたします。



流津港からの富士

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,400円	100%	4,400円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・ <b>研修費</b>		
内容	世界女性会議ネットワーク静岡年会費		
年月日	令和元年6月28日~平成 年 月 日	金額	5,150円

会の趣旨・目的	県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-06-28	23235	A93170014
取扱店	払込口座	払込金額
サクラキ	00860-2 158975	*5,000
		料金 *150
		振替受付票

1086042  
 158975  
 佐藤 成子  
 東堂陽一  
 入金額 \*10,200  
 おつり \*5,050

“あんしん” & “べんり” な  
 スマホ決済アプリ ゆうちよPay

納税  
 付につき廻町  
 税務番号承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( **定款** )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,150円	100%	5,150円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡定款

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡という。

## (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を浜松市中区蛸塚一丁目2番9号に置く。

## 第2章 目的及び事業

## (目的)

第3条 この法人は、県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、ジェンダーフリーな男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち次に掲げる活動を行なう。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

## (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ジェンダーに係る情報の受発信事業
- ② 女性問題、ジェンダー問題を主題にした研修事業
- ③ 女性問題に係る国際協力事業
- ④ 女性の文化活動支援事業
- ⑤ 男女共同参画を推進することを目的とする諸施設の事業企画・管理・運営の委託請負
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

## (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に活動を支援、協力するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

## (入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し事業に参加できるもの
- (2) 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。



3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人または団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金を入会時に、会費を総会時に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしだとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事1人
- (2) 理事（代表理事を含む）3人以上5人以内
- (3) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反す

る重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (名誉理事、顧問及び参与)

第20条 この法人に、名誉理事、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 名誉理事、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。

#### (職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

#### (総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、非可非同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係の有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品

- (5) 資産から生ずる収益
  - (6) 事業に伴う収益
  - (7) その他の収益
- (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経なければならない。

かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施工する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条に規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 5,000円

② 年会費 5,000円

(2) 賛助会員

年会費 2,000円/1口

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年3月31日までとする。

附則

この変更は、平成24年9月29日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日(平成24年12月18日)から施行する。

(別紙)

## 設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表理事	佐藤 和子
副代表理事	天野 淑子
副代表理事	松本 玲子
副代表理事	守屋 秀子
理事	跡見 貞子
理事	石川美知子
理事	加藤千恵子
理事	佐藤 成子
理事	末永 和代
理事	森 美佐江
理事	湯浅 優子
理事	米倉まさ子
理事	原田 道子
理事	鈴木 市代





# 給与支払明細書

2019 年 6 月分 支給日 2019 年 6 月 30 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日		日間	労働時間	時間内	48	時間	分	時間外		時間	分
-----	--	----	------	-----	----	----	---	-----	--	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	60,000 円
控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円
<b>差引支給額</b>	<b>60,000 円</b>

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金	8	8	政務調査資料準備
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	4	4	政務調査資料準備
12	水			
13	木	8	8	議会資料準備
14	金			
15	土	4	4	議会資料準備
16	日			
17	月			
18	火			
19	水	4	4	政務調査資料準備
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木	4	4	議会資料準備
28	金	4	4	議会資料準備
29	土	4	4	政務調査資料準備
30	日	8	8	6月分政務活動費支出関係書類作成
計		48	48	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 元年 6月 30日  
会派・議員名 東堂陽一



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)48時間) × 単価 [1,250円] = ④60,000円

②総支給額 [                      円] × (B) / (A) =                      円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	3-6-6-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内 容	聖教新聞購読		
年 月 日	令和 元年 6 月 30 日~令和 年 月 日	金 額	1,934 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	令和元年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

東堂 陽一 事務所 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 6 月分 領収日 6 月 30 日  
領収金額 **¥1,934**

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞	1,934	1	1,934



販売店 信幸  
所 落合 島田市向谷元町793-11  
住 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136

お申込No.

按 分 の 理 由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	100%	1,934 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-6-6-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 ( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	<b>5232</b>	18円×523.2km / km	9,418

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 東堂陽一

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,418円	100%	9,418円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
6.9	太田川原野谷川治水水防組合水防演習視察	事務所～愛野原野谷川親水公園(往復)	22.0
6.9	ファミリーフェスティバル in いわた講演会	事務所～アミューズ豊田(往復)	38.0
6.9	新川橋工事現場視察	事務所～新川橋(往復)	38.0
6.10	掛川モデル推進協議会及び現地視察	事務所～大須賀市民交流センター(往復)	42.0
6.10	袋井土木事務所へ要望活動	事務所～袋井土木事務所(往復)	20.0
6.11	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
6.11	原野谷ダム地区堆積土砂排土検討委員会	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
6.12	掛川観光協会総会・意見交換	事務所～永福寺(往復)	40.0
6.13	掛川法人会総会・講演会 (袁以穂前)	事務所～出雲殿(往復)	10.8
6.13	上内田地区まちづくり協議会役員との意見交換会	事務所～LA MAREA(往復)	16.6
6.14	静岡県温室メロン品評会視察	事務所～静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所(往復)	22.0
6.15	ふじのくに子ども観光大使講座視察	事務所～大坂小学校(往復)	38.0
6.15	市内各地区要望箇所説明	事務所～市内各地(8箇所)～事務所	72.0
6.16	掛川国際交流センター総会・意見交換会	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
6.17	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
6.17	掛川まちづくり会社(株)で意見交換	事務所～掛川まちづくり(株)(往復)	10.4
6.18	掛川市シルバー人材センター総会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
6.18	中東遠地区商工会連絡協議会小笠支部総会・意見交換	事務所～小菊荘(往復)	32.0
6.18	小笠山を愛する協議会総会・意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
6.23	西山口地区の役員との意見交換会	事務所～満水区公会堂(往復)	17.6
6.24	掛川市日越友好協会総会・意見交換	事務所～たまり～な(往復)	22.0
6.29	初馬水利組合設立総会・意見交換	事務所～初馬会館(往復)	11.8
6.30	桜木さわやかサロン視察	事務所～桜木地区内～事務所	17.0
合 計			523.2

整理番号	3-6-6-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	令和元年7月1日～令和年月日	金額	16,308円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に発信する。
使途	令和元年6月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

≪領収書貼付枠

**ご利用明細** 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
01:07:01	050		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店			
0317	お引出し	お取引金額	
		¥16,200	
お取扱枚数			
おつり		残高	
		*****	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥10809550075		

お振込先  
 ンスオカ  
 リサカセ  
 普通 0480639  
 イマクロテサイン コイケ トシヒコ 様  
 ウトウ ヨウイチ 様  
 TEL0537-23-3091

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,308円	/	
		100%	16,308円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-14

NO. 201906-21  
2019年 6月 25日

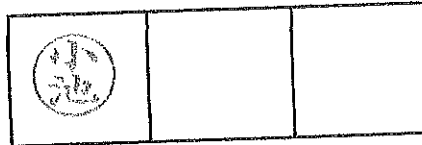
# 御 請 求 書

東堂陽一様

Imacro Design  
**イマクロデザイン**  
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136  
TEL 053-422-7017 / FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申し上げます。



**合計金額 ¥16,200**

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
2019年6月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

整理番号	3-6-6-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	令和元年 7 月 3 日～令和 年 月 日	金 額	7,958 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使 途	令和元年 6 月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	

〈領収書貼付枠〉

9,559 円+6,357 円=15,916 円÷2=7,958 円



**普通預金** (兼お借入明細) \* 差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 **6**

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1- 5-28				
D 1- 6-28				
D 1- 7- 1				
D 1- 7- 1				
D 1- 7- 1				
D 1- 7- 2				
D 1- 7- 3	電気料金	9,559		
D 1- 7- 3	電気料金	6,357		
D 1- 7- 3				
0				
1				
2				

按 分 の 理 由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,916 円	1/2 %	7,958 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



カテエネ会員になると...

期間:2019.6.1~9.30

3-6-6-15

# レゴランド®・ジャパン・リゾートがおトク!

豪華4種類のご優待クーポンをプレゼント!

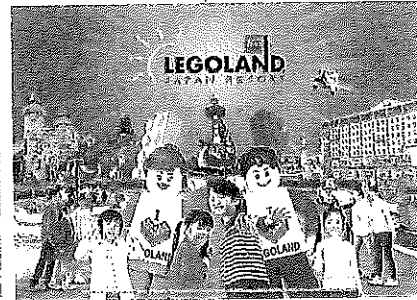


その1 レゴランド®・ジャパン 1DAYパスポートが最大40%OFF!

その2 年間パスポート・スタンダードの価格で年間パスポート・プレミアムが購入できる!

その3 レゴランド®・ジャパン1DAYパスポート1枚購入で1名無料ご招待!  
※くその1>の割引との併用はできません。  
 ※泉品表示法に則り、2019年5月分からの電気料金・ガス料金の累複合計額が27,600円以上に達している方が対象となります。

その4 レゴランド®・ジャパン&シーライフ名古屋のコンボ1DAYパスポート1枚購入で1名無料ご招待!  
※泉品表示法に則り、2019年5月分からの電気料金・ガス料金の累複合計額が29,600円以上に達している方が対象となります。



※クーポンのお申込みおよびパスポートの購入期限は2019年9月末までとなります。※カテエネ優待以外の他の割引サービス・クーポンとの併用はできません。  
 ※複数名分のクーポンをご希望の場合等、詳細については必ずお申込み時にカテエネホームページをご確認ください。  
 LEGO, the LEGO logo and LEGOLAND are trademarks of the LEGO Group. ©2018 The LEGO Group. LEGOLAND is a part of Merlin Entertainments plc.  
 中部電力株式会社はLEGOLAND Japan株式会社とのオフィシャルマーケティングパートナーです。



すでにカテエネご登録済みの方もキャンペーン対象です! [くわしくはこちら](#) [カテエネ](#) [検索](#)

検針日 6月20日	ご使用期間 5月23日 ~ 6月19日	ご使用日数 28日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数29日)
130 kWh	111 kWh

計器番号 219 第1計器	
当月指示数	2958.8
前月指示数	2828.7
差引	130.1

翌月(7月分)のご案内	検針日 7月19日
	ご使用期間 6月20日 ~ 7月18日
	燃料費調整単価(税込) -2円31銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[REDACTED]	16	0402405663010601000000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の手送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。  
 1か月の電気ご使用量( )kWh × 中部電力管内における低圧手送料金平均単価9.73円 = 手送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。  
 ※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス手送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。  
 詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額 (うち消費税等相当額)	9,559円 708円
振替予定日	7月 3日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,469円28銭
電力量料金 (うち燃料費調整額 -270円40銭)	1,706円90銭
再エネ発電促進賦課金	383円

燃料費調整単価(税込) -2円08銭/kWh  
 再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円95銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)			
東堂陽一事務所 東堂陽一様 下記金額を口座振替により領収させていただきました。			
令和1年5月分 (ご使用期間 4月18日~5月22日)			
お客さま番号	[REDACTED]	日程	16
領収金額 (うち消費税等相当額)	10,578円 783円	ご使用量	191kWh
振替年月日 令和1年 6月 5日			
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。			

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市長区東新町

※本状により集金することはありません。

カテエネ会員になると...

期間:2019.6.1~9.30

3-6-6-15 60

# レゴランド®・ジャパン・リゾートがおトク!

LEGOLAND JAPAN RESORT

豪華4種類のご優待クーポンをプレゼント!

その1 レゴランド®・ジャパン 1DAYパスポートが最大40%OFF!

その2 年間パスポート・スタンダードの価格で年間パスポート・プレミアムが購入できる!

その3 レゴランド®・ジャパン1DAYパスポート1枚購入で1名無料ご招待!

※<その1>の割引との併用はできません。  
※景品表示法に則り、2019年5月分からの電気料金・ガス料金の累積合計額が27,600円以上に達している方が対象となります。

その4 レゴランド®・ジャパン&シーライフ名古屋のコンボ1DAYパスポート1枚購入で1名無料ご招待!

※景品表示法に則り、2019年5月分からの電気料金・ガス料金の累積合計額が29,600円以上に達している方が対象となります。



※クーポンのお申込みおよびパスポートの購入期限は2019年9月末までとなります。※カテエネ優待以外の他の割引サービス・クーポンとの併用はできません。  
※複数名分のクーポンをご希望の場合等、詳細については必ずお申込み時にカテエネホームページをご確認ください。  
LEGO, the LEGO logo and LEGOLAND are trademarks of the LEGO Group. ©2018 The LEGO Group. LEGOLAND is a part of Merlin Entertainments plc.  
中部電力株式会社はLEGOLAND Japan株式会社のオフィシャルマーケティングパートナーです。



すでにカテエネご登録済みの方もキャンペーン対象です! [くわしくはこちら](#)

検針日 6月20日	ご使用期間 5月23日 ~ 6月19日	ご使用日数 28日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数29日)
228 kWh	219 kWh

計器番号042 第1計器	
当月指示数	6532.1
前月指示数	6304.4
差引	227.7

翌月(7月分)のご案内	検針日 7月19日
	ご使用期間 6月20日 ~ 7月18日
	燃料費調整単価(税込) -2円31銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[REDACTED]	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

- 「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
- 電気の手送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。  
1か月の電気ご使用量( )kWh × 中部電力管内における低圧手送料金平均単価9.73円 = 手送料金相当額(税込)  
※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。  
※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
- ガス手送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。  
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額	6,357円
(うち消費税等相当額)	470円
振替予定日	7月3日

[ご請求予定額内訳]	
基本料金	1,123円20銭
電力量料金 1段料金	2,232円00銭
2段料金	2,484円00銭
(うち燃料費調整額 -474円24銭)	
おとく割	-100円00銭
初回引落割引額	-54円00銭
再エネ発電促進賦課金	672円

燃料費調整単価(税込)	-2円08銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込)	2円95銭/kWh

### 電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一 様  
下記金額を口座振替により領収させていただきました。  
令和1年5月分 (ご使用期間 4月18日~5月22日)

お客さま番号	[REDACTED]	日程	16
領収金額	9,331円	ご使用量	
(うち消費税等相当額)	691円		336kWh

振替年月日 令和1年 6月 5日  
\*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納  
付につき名古屋東  
税務署承認済

中部電力株式会社 作成地: 名古屋市東区東新町

※本状により集金することはありません。

整理番号	3-6-6-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費( )事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読		
年月日	令和元年7月3日~平成 年 月 日	金額	4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和元年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



**普通預金** (兼お借入明細) \* 差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 **6**

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 1- 6-28				
2 D 1- 6-28				
3 D 1- 7- 1				
4 D 1- 7- 1				
5 D 1- 7- 1				
6 D 1- 7- 2				
7 D 1- 7- 3				
3 D 1- 7- 3				
3 D 1- 7- 3	新聞代		4,037	1)マツモトコフコ
0				
1				
2				

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037円	100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	令和元年7月10日～令和年月日	金額	2,041円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和元年6月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$(2,700+6+4,800+50+2) \times 1.08=8,163$

<b>普通預金</b> (兼お借入明細)		3
≡		
年月日 記号	お支払金額	お預り金額
1 01-06-20 200		
2 01-06-20 200		
3 01-06-26 200		
4 01-06-27 200		
5 01-06-28 200		
6 01-07-03 200		
7 01-07-10 200		
8 01-07-10 200		
9 01-07-10 800		
10		
11		
12		
	23,804	ミス"LCカード"J
		差引残高
		店番号

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で利用のため	8,163円	1/4	
		%	2,041円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

金後納郵便

36-0225  
 阿鼻掛川市家代 76-6



堂 陽一様

006995K0977941#

019060122388900100

重 要  
 親 展

一トご利用代金明細書

水りーヌ&カード株式会社

4-0941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

可能のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

お問い合わせ (土・日・祝祭) 054-355-3100

①  
 ここからゆつくりとご覧ください。(裏面ののちからはがしてご覧ください)  
 送付先: 株式会社 水りーヌ (〒4111 静岡県静岡市清水区藤原4-1-10B 藤原ビル2階)

ご入金はお支払い日の前日(金曜例假日)までにお支払いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。  
 \*お支払い合計金額がマイナになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

カード名称 SHIMIZU With Card  
 カード番号(一部非表示) [REDACTED]  
 今回のお支払日 今回のお支払金額合計  
 2019年 7月10日 (水) 23,804 円

金融機関名 [REDACTED]  
 支店名 [REDACTED]  
 口座番号(一部非表示) [REDACTED]  
 口座名義 トウトウ ヨウイチ

2019年 6月25

PONTAポイント  
 当月獲得ポイント 当月ボーナスポイント  
 119 0

2019年 6月15日 現在

Pontaポイントについて  
 ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。  
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	お支払金額(円)	お支払金額(円)	備 考
2019 5/31	SHIMIZU With Card	23804	23804	23804	様
◆お支払小計	2019 5/31 ドコモご利用料金 6月分	23804	23804	23804	
◆◆今回のお支払金額合計			23804	23804	

①  
 ●支払区分: 1回⇒ウォレット 1回払い、2回⇒ウォレット 2回払い、3〜24⇒ウォレット 分割払いの回数、S1⇒ウォレット スター払い、CU⇒ウォレット 払い、CI⇒ウォレット 1回払い、海C⇒海外キャッシング 1回払い ●今回回数: 何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「\*\*\*\*」と表示され、実際のカード番号とは異なります

3-6-6-19

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

3-6-6-17

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)	12,300	12,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	4,094	36	X1・SMS通信料	合 算
		4,538	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
		-480	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	5,300	6,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
		-800	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		-900	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		500	シェアオプション定額料	合 算
		0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	348	3,290	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-3,000	各種割引適用額	合 算
		8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,762	1,762	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	23,804	23,804	合計 (3回線請求分)	
◇電話番号毎の請求内訳				
◆ [REDACTED]			ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計)	6	6	X1・SMS通信料	合 算
			5月ご利用分	
◇パケット定額料等 (計)	4,800	6,500	ベーシックシェアバック定額料	合 算
		-800	ドコモ光セット割	合 算
		-900	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	合 算
			3.1G (通信速度制限含む)	
			2.9G (通信速度制限含む)	
◇その他ご利用料金等 (計)	272	300	s.pモード利用料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
		400	あんしん速隔サポート利用料	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		-430	あんしんバックプラス割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (s.pモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

## ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

2-6-6-17

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		50	請求書発行手数料	6月請求分
		-1,500	ウェルカムスマホ割適用額	
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額 (計)	622	622	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	8,400	8,400	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 22年7か月となりました。 ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月末で 1年3か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 70です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 7,778円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 5月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2019年6月31日現在) [REDACTED]	
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	ご利用期間 (5/1~5/31) カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料 (計)	30	30	Xi・SMS通信料	5月ご利用分 合算
◇パケット定額料等 (計)	500	500	Xiシェアオプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	-228	300	(参考) 当月ご利用データ量 0.2G (通信速度制限含む)	合算
		200	s.pモード利用料	合算
		750	あんしんセキュリティ利用料	合算
		400	ケータイ補償 iPhone & iPad 7.5.0	合算
		-380	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		50	あんしんバック割引	合算
		-50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		300	ケータイお探しサービス割引料	合算
		-300	ドコモWi-Fi利用料 (s.pモード)	合算
		-1,500	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
		2	docomo with適用額	合算
◇消費税等相当額 (計)	240	240	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算表示の料金合計×8%
◇合計	3,242	3,242	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 16年5か月となりました。 ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月末で 1年9か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,002円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ	

整理番号	3-6-6-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	令和元年7月10日～令和元年 月 日	金額	6,081円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和元年6月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

		<b>普通預金</b> (兼お借入明細)		3
	年月日 記号	お支払金額	お預り金額	差引残高 店番号
1	01-06-20 200			
2	01-06-20 200			
3	01-06-26 200			
4	01-06-27 200			
5	01-06-28 200			
6	01-07-03 200			
7	01-07-10 200			
8	01-07-10 200		23,804	ファミLCカード J
9	01-07-10 800			
10				
11				
12				

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,162円	1/2 %	6,081円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



ご入金はお支払い日の前日(金曜祝日翌日)までにお支払いします。口座未収金の場合は、カード発行会社までご連絡ください。  
\*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、前定のお支払い口座にお振り込みします。

2019年 6月25

〒後納郵便 1000

36-0225 岡県掛川市家代 76-6

カード名称	SHIMIZU With Card
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払い	
2019年 7月10日 (水)	23,804 円

金融機関名  
支店名  
口座番号(一部非表示)  
口座名義

トウトハウ ヨウイチ

2019年 6月15日 現在

PONTAポイントについて

PONTAポイント 当月ボーナスポイント 当月ボーナスポイント

119 0 http://www.ponta.jp

ご利用日 SHIMIZU With Card 東堂 陽一様

堂 陽一 様

〒06995K0977941#

〒1906012388900100

ご利用代金明細書

水リー&カード株式会社

〒1-0941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

お問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

1 金額のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

お問い合わせ (土・日・祝) 054-355-3100

ここからゆっくりとがしててください。(裏面ののらはがしててください)

印人:株式会社三エーシー 7689-1111 静岡県静岡市清水区藤原4-1-108 印刷リーターセンター

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	お支払金額(円)	摘要
	SHIMIZU With Card	23804	23804	様
	2019 5/31ドコモご利用料金 6月分	23804	23804	
	◆お支払小計			
	◆◆今回のお支払金額総合計		23804	

●支払区分1回→クレジットが1回払い、2回→クレジットが2回払い、1回→クレジットが1回払い、3~24→クレジットが分割払いの回数、51→クレジットが分割払い、CJ→クレジットが払い、C1→クレジットが1回払い、海C→海外クレジットが1回払い ●今回返済何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1\*\*\*」と表示され、実際のカード番号とは異なります

3-6-6-18

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

3-6-6-18

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)				
	12,300	12,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	4,094	36	Xi・SMS通信料	合 算
		4,538	国内通話料(ドコモ光電話)	合 算
		-480	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計)				
	5,300	6,500	パケット定額料(シェア)	合 算
		-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合 算
		-900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
		500	シェアオプション定額料	合 算
		0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	348	3,290	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-3,000	各種割引適用額	合 算
		8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
	1,762	1,762	消費税等相当額 (合計)	
◇合計				
	23,804	23,804	合計 (3回線請求分)	
＜電話番号毎の請求内訳＞				
[REDACTED]				
ご利用期間(5/1~5/31)				
◇基本使用料 (計)				
	2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	6	6	Xi・SMS通信料 5月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計)				
	4,800	6,500	ベーシックシェアバック定額料 ステップ1: ~5GB	合 算
		-800	ドコモ光セット割 光契約ID: [REDACTED]	合 算
		-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 3.1G(通信速度制限含む)	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量 2.9G(通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	272	300	spモード利用料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		-430	あんしんバックプラス割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料(spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合 算

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

3-6-6-18

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		5月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	プラチナステージです。
		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料 (計)	6,900	戸建・タイプB/西 (参考) TNC利用	合 算
	5,400		
	0		
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
		480円の通話料を含みます。 光電話番号: 0537-23-3091	
◇通話料・通信料 (計)	4,058	国内通話料	合 算
	4,538	4月ご利用分	
	-480	無料通話適用分	合 算
		4月ご利用分	
◇その他ご利用料金等 (計)	304	ダブルチャンネル	合 算
	200		
	100	追加番号	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
		1契約 1番号あたり2円のご請求となります	
		1番号あたり2円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計)	900	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
	900		
◇合計	12,162	合計	
	12,162		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	2年8か月となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は5月末で	8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	110です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	11,262円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	